

改正

平成31年 3 月29日告示第63号

令和 3 年 2 月26日告示第 9 号

令和 4 年 3 月31日告示第48号

令和 5 年 3 月31日告示第49号

大田原市建築台帳等記載事項証明書交付事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築台帳等に記載されている事項に係る証明書（以下「建築台帳等記載事項証明書」という。）の交付に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 建築台帳等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第7項に規定する台帳（同法施行規則別記第3号様式による建築計画概要書及び同法施行規則別記第37号様式による建築基準法令による処分等の概要書に限る。）
- (2) 建築計画概要書（昭和46年 1 月 1 日から平成11年 4 月30日までに処分されたものに限る。）
- (3) 確認申請書処理簿（昭和46年 1 月 1 日から平成11年 4 月30日までに処分されたものに限る。）

(証明の対象建築物)

第3条 市が建築台帳等記載事項証明書により証明することができる建築物は、昭和46年 1 月 1 日以降に処分されたもので工事取りやめ届を受理していないものに限る。

(交付対象者)

第4条 建築台帳等記載事項証明書の交付を受けることができる者は、建築物を特定し、建築基準法第93条の2の規定による建築計画概要書の閲覧をした者とする。

(使用目的)

第5条 建築台帳等記載事項証明書の使用目的は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 金融機関等融資先に提出するためのもの
- (2) 不動産売買のためのもの
- (3) 建物表示登記のためのもの

- (4) 建築確認申請のためのもの
 - (5) 他法令による許可申請のためのもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの
- (申請手続)

第6条 建築台帳等記載事項証明書の交付を受けようとする者は、建築台帳等記載事項証明書交付申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、建築台帳等記載事項証明書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。
- 3 交付申請書の提出先は、建設部建築住宅課とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第63号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月26日告示第9号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第48号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則(令和5年3月31日告示第49号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。